

福岡市 Well-being & SDGs 登録制度

申請要領

令和 7 年 11 月

福岡市

【受付期間(令和 7 年度第 2 回)】

令和 7 年 11 月 7 日(金)から 令和 7 年 12 月 24 日(水)まで

【お問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市役所8階

福岡市総務企画局企画調整部

電話番号: 092-707-2093

FAX 番号: 092-733-5582

E-mail: Well-being_SDGs@city.fukuoka.lg.jp

1 制度の概要

本制度は、福岡市における「暮らしの満足度の向上」と「持続可能な環境・社会・経済」の実現を目的として、働く人の Well-being の向上と SDGs の達成に向けて取り組む事業者を福岡市が登録し、応援する制度です。

※Well-being（ウェルビーイング）・・・

身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念であり、人々の満足度や充実、幸せなどを表すもの。

※SDGs（持続可能な開発目標）・・・

「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するために 2015 年の国連サミットで採択された、2030 年を期限とする 17 の国際目標

2 対象者

次のすべての項目に該当する事業者を対象とします。

- ・ 福岡市内に事業所を有する法人、個人事業主、団体等であること。
- ・ 働く人の Well-being の向上と SDGs の達成に向けて取り組むこと。
- ・ 福岡市税を滞納していないこと。
- ・ 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員または暴力団関係者でないこと。
- ・ 特定の個人や団体の政治活動または宗教活動を著しく助長するおそれがないこと。
- ・ その他公序良俗に反する行為または重大な法令違反がないこと。

3 登録区分と要件

「マスター」と「パートナー」の登録区分があり、それぞれ、Well-being 向上及び SDGs 達成に向け、下記の取組みを実施することが要件です。

登録区分	Well-being	SDGs
マスター	○従業員アンケート実施 ※1 ○結果の共有（代表者等）	SDGsの取組みの実施（15 項目） ※2
パートナー	○Well-being 向上の取組み	SDGsの取組みの宣言

※1 以下の3つの質問によるアンケートを実施してください。

▼「はい」「いいえ」「わからない」から選択

Q1. 日々の仕事に、喜びや楽しみを感じていますか？

Q2. 自分の仕事は、人々の生活をより良くすることにつながっていると思いますか？

Q3. 自分の仕事や働き方は、多くの選択肢の中から選べる状態ですか？

※市へのアンケート結果提出は不要

※独自で類似アンケートを行っている場合は、それによることも可

※2 「SDGs達成に向けた取組みチェックシート」のすべての取組みの実施が必要です。

4 申請方法

申請はオンラインで受け付けます。

市ホームページの電子申請フォームから申請してください。

【添付書類】

マスター	(1)役員名簿 (2)SDGs 達成に向けた取組みチェックシート (3)独自のアンケートの内容が分かる資料 ※市例示の 3 問のアンケートを実施する場合は不要
パートナー	(1)役員名簿 (2)独自のアンケートの内容が分かる資料 ※市例示の 3 問のアンケートを実施する場合は不要

※添付書類も同フォームにより電子データで提出してください。

5 登録と有効期間

受付期間終了後、1 か月を目途に、結果をお知らせします。

有効期間は登録日から 3 年が経過する日が属する年度の 7 月 31 日までです。

6 登録された事業者等への支援

共通	・市ホームページ等での事業者名や取組事例等の紹介 ・専用ロゴマークを企業 PR に活用することが可能 ・関連セミナーなどの情報提供
マスター登録のみ	・登録証書及び専用ピンバッジの贈呈 ・社会貢献優良企業優遇制度の認定対象 ・市の融資制度の中で金利等が有利なメニューの利用(※) ・地域の金融機関による専用融資商品などの支援(※)

※別途審査が必要です

7 登録変更

登録内容に変更がある場合は、速やかに福岡市までご連絡ください。

8 取消し

登録の要件を満たさないことが明らかになったとき、または登録事業者等として適当でないと認めるときは、登録を取り消すことがあります。

9 Q&A

Q. 福岡市内に複数の事業所がある場合は、どのように申請したらよいですか。

A. 本部機能のある事業所で申請することも、個別の事業所単位で申請することも可能です。

Q. 福岡市外に本社があり、福岡市内に支店や営業所等がある場合は、どのように申請したらよいですか。

A. 登録制度は、福岡市内の事業所が対象であるため、原則、市内の支店や営業所で申請いただくことを想定しております。なお、市外の本社住所での申請する場合、必ず申請フォーム上で市内拠点の住所等を記入してください。

Q. マスター登録でもらえるピンバッジの数を教えてください。

A. 従業員数に応じて配布予定です。

(例:従業員数が100名以下の場合、5個配布)

Q. 申請に係る登録料などの料金はかかりますか？

A. 手数料や登録料などは不要です。

Q. ロゴはどこから入手できますか？

A. 登録時にメールにてロゴデータをお送りします。

使用にあたっての注意点等はあわせてお送りするガイドラインをご参照ください。